

随意契約理由書

業務名：大阪府立堺西高等学校普通教室等内装改修工事

本業務は、府立高校の魅力をさらに高めることを目的とし、府立堺西高等学校（以下「堺西高校」という。）の普通教室6教室及び廊下の内装改修を行うものです。

堺西高校では、令和7年度、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設庁寿命化整備方針」に基づき、築49年を経過した特別教室棟について、施設の長寿命化を図る必要があることから、令和7年6月17日から令和7年11月19日にかけて大規模改修を実施しています。

一方大阪府教育委員会では、令和6年度に実施した公立高等学校入学者選抜の志願者数が、現行の入試制度が始まった平成28年度以降最小となり、大阪府立高校のうち78校が定員を割るという事態が起きました。堺西高校についても例外ではなく、令和7年度の入学者は、昨年度に引き続き、定員を下回る結果となっています。

また、中学生が私立高校を選択する理由の一つとして、公立高校の施設の状況が私立高校と比較して劣る、という指摘が挙げられています。

堺西高校の生徒が授業を受ける教室は、天井に漏水の痕跡と思われるシミで変色している箇所や、穴が空いた箇所もあり、また、教室床のシートに亀裂が入るなど、授業や考査に支障をきたす状態です。

そこで、令和7年度に実施する公立高等学校入学者選抜の志願者数を上昇させるためには、生徒が校内で一番長い時間を過ごす普通教室を中心に校舎の内部を改修し、生徒の学習環境を改善していくことが必要です。

普通教室等の改修工事を実施するには、生徒が長期間不在となる夏期休暇中等の長期休暇を中心に実施する必要があり、且つ入学者選抜までに改修を終えなければなりません。

については、期限に制約があるため、校内の状況及び現在施工中の大規模改修工事の内容を十分に把握することが求められる上に、大規模改修工事と本工事を併行させることによる工事調整や更なる騒音が想定されることから、近隣住民への理解を経た業者による工事である必要があります。

加えて、堺西高校の大規模改修工事は、特別教室棟及び屋内運動場棟と2箇所にて実施しており、複数個所の工事ヤードを確保する必要があるため、2者が工事ヤードを確保できず、大規模改修工事に加えて別の業者に工事を発注することができません。

このため、校内の状況等を把握し、短期間での近隣住民等への地元説明、且つ工事ヤードの確保を行うことが可能な者は、令和7年度に堺西高校にて大規模改修工事の受注者である有限会社住まいのダイレクトのみです。

以上のことから、有限会社住まいのダイレクトより見積書を徴収し、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものです。